



釧路では住宅地そばの沢地が産廃処分場予定地となり裁判ざたに発展している

物問題に詳しい北海学園大学教授の神と注文をつけるものだった。釧路の産廃処分場問題をめぐって、及び腰だった以前の道の姿勢を知るわたしにとって、これらの発言は感銘深いものがあった。行政もまた、裁判を通じて鍛えられた、と言うべきか。

シンポジウムのなかで、道内の廃棄

物問題に詳しい北海学園大学教授の神と注文をつけるものだった。釧路の産廃処分場問題をめぐって、及び腰だった以前の道の姿勢を知るわたしにとって、これらの発言は感銘深いものがあった。行政もまた、裁判を通じて鍛えられた、と言うべきか。

「道民みんなが『ゴミ博士』になり、出てきた廃棄物はどうするか?」を考えることを常識にしてほしい」と前置きして、ダイオキシンが放出題になる野焼きや小さな炉での焼却をやめるよう訴えた。

安全な食べ物を手に入れる運動を続けてきた日本消費者連盟運営委員の神原昭子さんは、栃木県や奈良県での処分場の社撰な管理ぶりを目撃したときに、「(処分場建設には)計画段階で反対しないと取り返しがつかなくなる。焼却も埋め立ても創る必要があり、わたしたちは『脱塩素』を掲げて、塩素を使わない

キャンペーンをやっている。ゴミを資源に替える技術に関する情報について、

道府は目と耳を開き、行政が先頭に立つて号令をかけるべきです」

と、北海道ぐるみでの取り組みの大

切さを強調した。

市民運動のアドバイス役でもある弁護士の山本行雄さんは、

「廃棄物の発生者責任は国際的な常識であり、今まで大企業がダニーー会社に処理を委託してきたが、今回の法改正で出来なくなつた。地域の一番困つて

いる人たちは目を向けて、粘り強くやつ

ていけば行政も動く。条例づくりなど

知恵を働かせてやつていけば、裁判所

も住民に有利な判決を書く」

と提言して、参加者を励ました。

主題に掲げたダイオキシン汚染の解

決策や、北海道への安易な廃棄物搬入

に対する有力な対抗策が具体化したわけではないが、住民と行政、研究者らが共通の場で議論することの大切さが伝わつてくる催しだった。

強化などを求める声もある。

新たな段階に入つたなかで、廃棄物

の不法投棄防止策として罰金の金額を

引き上げる一方で、施設設置に当たつ

ては①申請書への生活環境影響調査書

の添付②関係住民や市町村長からの意

見聽取③専門家からの意見を聴いて判断する――といった規定が盛られた。

また、処理業者の許可要件を強化する

ことや、すべての廃棄物に「管理票」の作成を義務づけた(これまで特別管

理廃棄物のみ)。法改正を受けて、政

府の検討・整備が進行中である。

長年、廃棄物問題に取り組んできた

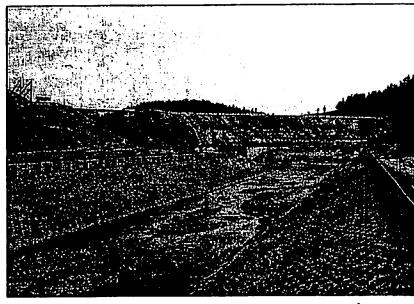
施設の構造などが書かれた「申請書」

では、北辰ダム下流側に約「十・五ヘクタールの用地を確保し、七・六ヘクタールの管理型処分場(埋め立て容量は約124万7,000m³)を造る計画になつてきる。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)の第六条に「市町村は区域内の一般廃棄物の処理計画を定める」とあるのを受けて、「他管内の廃棄物であつても、この条項に該当する。排出自治体と稚内市との話し合いがなされ、処理計画が立てられる必要があるが、このケースは市農水省に転用申請が出されたが、いずれも認められていない。

第一種農地であり、転用は好ましくない――と意見を述べてきており、今農水省に転用申請が出されたが、いずれも認められていない。

ボーリング実施をめぐり、しりべし工農の清水社長(55年2月)



処分場候補地のそばには稚内市の上水源の北辰ダムがある

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)の第六条に「市町村は区域内の一般廃棄物の処理計画を定める」とあるのを受けて、「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市との話し合いがなされ、処理計画が立てられる必要があるが、このケースは市農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。第一種農地であり、転用は好ましくない――と意見を述べてきており、今農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

と、業者に対し法律との整合性を示すよう求めている。

また、予定地の大部分は農地のために、処分場を造るには転用などの手続が必要になる。過去にも業者側から農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。



ボーリング実施をめぐり、しりべし工農の清水社長(55年2月)

れも認められていない。第一種農地であり、転用は好ましくない――と意見を述べてきており、今農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。第一種農地であり、転用は好ましくない――と意見を述べてきており、今農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

稚内市の首都圏のゴミ持ち込み騒ぎを通じて浮き彫りになつたことは、広域処理を認めていた国の廃棄物行政を楯に、一部の業者が都道府県の垣根を越えた処分場計画に着手を伸ばしていく実態だった。

裁判は道側が敗訴し、十月七日に控訴審判決が下る。眞面目な処理業者がいる半面、処理実績のない業者が網をくぐり抜ける形で計画を立てて、住民や行政との間でトラブルを起こしているのが現状である。

ゴミ焼却施設のダイオキシン排出問題がクローズアップされている。ダイオキシンの毒性自体は二十年以上も前

に控訴審判決が下る。眞面目な処理業者がいる半面、処理実績のない業者が網をくぐり抜ける形で計画を立てて、住民や行政との間でトラブルを起こしているのが現状である。

ゴミ焼却施設のダイオキシン排出問題がクローズアップされている。ダイオキシンの毒性自体は二十年以上も前

から指摘されてきたが、町村の焼却施設の測定値が問題になつたり、文部省が校内でのゴミ焼却を抑制するよう通知する姿勢を強調する一方で、

知らない、といった身近な形で論議を呼んだのは、ごく最近のことだ。

七月中旬、ゴミや環境の問題に取り組んできた市民グループの手で「ダイ

オキシンを含む本州産廃の道内埋め立てを許すな」をテーマにした集会が札幌市内で開かれた。

その内容は、釧路や稚内などの紛争について、住民サイドに立つて対応する姿勢を強調する一方で、

嫌だから(廃棄物施設が)来てもらいたくない――と役所を突き上げるのは困る。自分の身にかかわってくることとしてダイオキシンを考え、私たちも努力するから、行政も分別収集を

と働きかけてほしい」

現地報告に統いて道の担当者の報告があつた。

その内容は、釧路や稚内などの紛争について、住民サイドに立つて対応する姿勢を強調する一方で、

嫌だから(廃棄物施設が)来てもらいたくない――と役所を突き上げるのは困る。自分の身にかかわってくることとしてダイオキシンを考え、私たちも努力するから、行政も分別収集を

と働きかけてほしい」

地方から法の不備問題の動きを

釧路では住宅地そばの沢地が産廃処分場予定地となり裁判ざたに発展している

物問題に詳しい北海学園大学教授の神と注文をつけるものだった。釧路の産廃処分場問題をめぐって、及び腰だった以前の道の姿勢を知るわたしにとって、これらの発言は感銘深いものがあった。行政もまた、裁判を通じて鍛えられた、と言うべきか。

「(処分場建設には)計画段階で反対しないと取り返しがつかなくなる。焼却も埋め立ても創る必要があり、わたしたちは『脱塩素』を掲げて、塩素を使わない

新たな段階に入つたなかで、廃棄物の不法投棄防止策として罰金の金額を引き上げる一方で、施設設置に当たつては①申請書への生活環境影響調査書の添付②関係住民や市町村長からの意見聽取③専門家からの意見を聴いて判断する――といった規定が盛られた。

また、処理業者の許可要件を強化する

ことや、すべての廃棄物に「管理票」の作成を義務づけた(これまで特別管

理廃棄物のみ)。法改正を受けて、政

府の検討・整備が進行中である。

長年、廃棄物問題に取り組んできた

施設の構造などが書かれた「申請書」

では、北辰ダム下流側に約「十・五ヘ

クタールの用地を確保し、七・六ヘク

タールの管理型処分場(埋め立て容

量は約124万7,000m³)を造る計画

になつてきる。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

受け、

「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市と

の話し合いがなされ、処理計画が立て

られる必要があるが、このケースは市

農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

第一種農地であり、転用は好ましく

ない――と意見を述べてきており、今農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

と、業者に対し法律との整合性を

示すよう求めている。

また、予定地の大部分は農地のために、処分場を造るには転用などの手続

が必要になる。過去にも業者側から農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

受け、

「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市と

の話し合いがなされ、処理計画が立て

られる必要があるが、このケースは市

農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

受け、

「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市と

の話し合いがなされ、処理計画が立て

られる必要があるが、このケースは市

農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

受け、

「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市と

の話し合いがなされ、処理計画が立て

られる必要があるが、このケースは市

農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

受け、

「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市と

の話し合いがなされ、処理計画が立て

られる必要があるが、このケースは市

農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

受け、

「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市と

の話し合いがなされ、処理計画が立て

られる必要があるが、このケースは市

農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

受け、

「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市と

の話し合いがなされ、処理計画が立て

られる必要があるが、このケースは市

農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

受け、

「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市と

の話し合いがなされ、処理計画が立て

られる必要があるが、このケースは市

農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

受け、

「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市と

の話し合いがなされ、処理計画が立て

られる必要があるが、このケースは市

農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

受け、

「他管内の廃棄物であつても、この条

項に該当する。排出自治体と稚内市と

の話し合いがなされ、処理計画が立て

られる必要があるが、このケースは市

農水省に転用申請が出されたが、いず

れも認められていない。

が、道は「廃棄物の処理及び清掃に

関する法律」(以下、廃棄物処理法と略)

の第六条に「市町村は区域内の一般廃

棄物の処理計画を定める」とあるのを

うとする動きが市議会内にあり、今秋以降に動きが具体化しそうだ。

「国は法を整備して、排出事業者の責任や『住民や自治体の同意』を明記してほしい。廃棄物は都道府県の管轄で処理すべきだ」（前出の鎌田課長）

という切実な声もある。

「指導指針」を作り、越境・不法投棄などにきびしい姿勢で臨んできた道では、改正に伴つて政省令がどう変化するかを注視する一方で、道内で発生する一般廃棄物をセメント工場などに運んで高温で連続燃焼させるなどの独自のダイ

稚内市内で開かれた「北海道ゴミサミット」（6月28日）



オキシン対策も議論されはじめている。「国は、地元のトラブルを自治体に任せにおいて、いざとなつたら法を振りかざすのは疑問。機関委任事務を自治事務にするよう主張している。地域によって特色のある部分は都道府県に対応を任せほしい」（廃棄物対策課）と、道は地方分権の強化を求める。

これまで道の「指導指針」は、住民の後ろ楯になってきたが、全国各地では一歩進めて、条例や要綱で廃棄物施設などから水源を守ろうとする自治体が増えている。前出の山本弁護士は、新たな条例づくりの必要性について、こう提案する。

「自治体職員は今まで、省庁の縦割りで条例を制定すれば良かつたが、今後は行政指導でやつてきたものを条例化することが求められる。例えば、緑化保全地域に指定する、安全な食べ物のための農業に関する条例をつくる」といった方法で、裁判所が法の不備を追認しないようにしてはどうか」

こういった条例づくりを住民と行政の共同作業でやれるようになれば、ゴミ問題に対する関心も一層高まつていくのではないかだろうか。